

# 平成28年 雇用保険法

- 〔問 2〕 傷病手当に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。
- ア 労働の意思又は能力がないと認められる者が傷病となった場合には、疾病又は負傷のため職業に就くことができないとは認められないから、傷病手当は支給できない。
- イ 求職の申込後に疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して15日未満のときは、証明書により失業の認定を受け、基本手当の支給を受けることができるので、傷病手当は支給されない。
- ウ 広域延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者が疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合、傷病手当が支給される。
- エ 傷病手当の日額は、雇用保険法第16条の規定による基本手当の日額に100分の80を乗じて得た額である。
- オ 傷病の認定は、天災その他認定を受けなかったことについてやむを得ない理由がない限り、職業に就くことができない理由がやんだ日の翌日から起算して10日以内に受けなければならない。
- A (アとイ)                      B (アとオ)                      C (イとオ)  
D (ウとエ)                      E (エとオ)

平成28年 雇用保険法 試験問題の正答	択一式						
	1	2	3	4	5	6	7
	A	A	A	C	B	E	A